

追加資料

中央総合事務所

令和2年2月市議会 総務委員会資料

所管事項調査②

目次	ページ
1 長崎市手数料条例の一部を改正する条例の概要	1
2 長崎市手数料条例新旧対照表	2

中央総合事務所
令和2年3月



1 長崎市手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正理由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。)」の一部が施行され、通知カードが廃止されること、及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。)」の題名が改正されることに伴い、長崎市手数料条例の一部改正を行う。

(2) 改正内容

ア 通知カード廃止に伴う通知カード再交付手数料の削除について

長崎市手数料条例において、通知カードの再交付手数料を別表第1(13)に規定しているが、今般のデジタル手続法の一部施行に伴い、通知カードが廃止されることから、通知カードの再交付手数料を削除する。

イ 個人番号カードの再交付手数料の根拠法令の改正について

長崎市手数料条例別表第1(14)において、個人番号カードの再交付手数料を規定しているが、その根拠法令となる省令の題名が改正されることから、所要の整備を行う。

(3) 施行期日

令和2年5月25日(予定)

2 長崎市手数料条例新旧対照表

改正前 (旧)				改正後 (新)			
別表第1				別表第1			
手数料の種類	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等	手数料の種類	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(1) ~ (12) (略)				(1) ~ (12) (略)			
(13) 通知カードの再交付手数料	1件	500	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第11条第1項	(13) 削除			
(14) 個人番号カードの再交付手数料	1件	800	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項又は第29条第1項	(14) 個人番号カードの再交付手数料	1件	800	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項又は第29条第1項
(15) ~ (略)				(15) ~ (略)			